

(事業所) 所在地 名 称 事業主	事業所記号		
健保事務担当者確認欄 <input type="checkbox"/>			

令和 年 月 日 提出

正

健康保険 産前産後休業取得者申出書

(取得 変更 終了)

取 得 者	① 被保険者番号		② フリガナ 氏名	(氏) 名	(名)	③ 生年月日			④ 年齢 歳		
						5. 昭和	年	月		日	
	⑤ 出産予定日	令和		年	月	日	⑥ 出産種別	1. 単胎 2. 多胎	⑦ 標準報酬月額 千円		
	⑧ 産前産後休業 開始年月日	令和		年	月	日	⑨ 産前産後休業 終了予定年月日	令和	年	月	日
以下の⑩⑪は出産後に申出書を提出する場合に記入して下さい。											
	⑩ 出生児の氏名		(フリガナ) (氏)		(名)	⑪ 出産年月日	令和	年	月	日	

変 更	⑫ 変更後の 出産(予定)日	令和	年	月	日	⑬ 変更後の 出産種別	1. 単胎 2. 多胎			
	⑭ 産前産後休業 開始年月日	令和	年	月	日	⑮ 産前産後休業 終了予定年月日	令和	年	月	日

終 了	⑯ 産前産後休業 終了年月日	令和	年	月	日	○予定より早く産前産後休業を終了した場合				
--------	----------------------	----	---	---	---	----------------------	--	--	--	--

注 意 事 項	○産前産後休業期間とは、出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産後56日の間に、妊娠又は出産を理由として労務に従事しない期間のことです。										
	○新規の場合は「取得者」欄に必要事項を記入して下さい。休業開始日の属する月から保険料が免除されます。										
	○変更・終了の場合、「取得者」欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、変更・終了欄に必要事項を記入して下さい。										
	○この申出書を出産予定日よりも前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度「産前産後休業取得者の申出書（取得・変更・終了）」の「変更」に□を付け「取得者」欄と「変更」欄を記入のうえ、届出して下さい。出産日がずれることで、休業期間が変更となります。										
	○産前産後休業取得申請時に記載した予定日より早く産休を終了した場合は、「産前産後休業取得者の申出書（取得・変更・終了）」の「終了」に□を付け「取得者」欄と「終了」欄を記入のうえ、届出して下さい。										
	○この届出書は、正・副2通とも提出して下さい。なお、事業主欄の事業主印は省略できます。なお、健保事務担当者確認欄は必ず□を付けて下さい。										

令和4年5月改訂版

受付印

処理年月日

(事業所) 所在地 名 称 事業主	殿
----------------------------	---

事業所記号		

〒310-0022
茨城県水戸市梅香1-5-5
JA会館分館5F
TEL.029-232-2270
茨城県農協健康保険組合 理事長

副	健康保険 産前産後休業取得者確認通知書	(<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了)
---	----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

取得者	① 被保険者番号	② (フリガナ)	(名)	③ 生年月日	④ 年齢	
	⑤ 出産予定日	令和 年 月 日	⑥ 出産種別	1. 単胎 2. 多胎	⑦ 標準報酬月額	
	⑧ 産前産後休業 開始年月日	令和 年 月 日	⑨ 産前産後休業 終了予定年月日	令和 年 月 日		
以下の ⑩⑪ は出産後に申出書を提出する場合に記入して下さい。						
⑩ 出生児の氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	⑪ 出産年月日	令和 年 月 日	

変更	⑫ 変更後の 出産(予定)日	令和 年 月 日	⑬ 変更後の 出産種別	1. 単胎 2. 多胎
⑭ 産前産後休業 開始年月日	令和 年 月 日	⑮ 産前産後休業 終了予定年月日	令和 年 月 日	

終了	⑯ 産前産後休業 終了年月日	令和 年 月 日	○予定より早く産前産後休業を終了した場合		

上記のとおり産前産後休業者を確認したので通知します。保険料が免除される旨、被保険者へお知らせ下さい。
保険料が免除される期間は、産前産後休業開始年月日の属する月から産前産後休業が終了日の翌日の属する月の前月までです。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に対して審査請求することができます。(また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求または処分の取り消しの訴えを提起することができます。)

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヶ月以内に文書または口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があつたことを知った日から6ヶ月以内(再審査請求があつたときは、その裁決があつたことを知った日から6ヶ月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定または裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があつた日から2ヶ月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるた緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

確認印

令和4年5月改訂版

<手続きの概要>

- この申出は、被保険者から産前産後休業取得の申し出があった場合に事業主が行います。
この申し出により、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の属する月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は、産前産後休業終了月）までの期間の保険料が免除されます。
- 産前産後休業とは、出産日（予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日目までの間で妊娠または出産（※）に関する理由とし労務に服さなかつた期間をいいます。

(※) 出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以後の分娩をいいます。早産、死産、流産、人工中絶も含まれます。

<留意事項>

- この申出は、被保険者が産前産後休業を取得するたびに事業主が手続きを行う必要があります。
また、被保険者が産前産後休業している間に行わなければなりません。
- 出産後に申出する場合、出産予定日より前に出産したときは、出産年月日以前42日（多胎妊娠の場合98日）の範囲で妊娠または出産で労務に服さなかつた期間が産前休業となりますので、開始年月日にご注意下さい。（出産予定年月日を基準とした開始年月日より早まる場合があります。）
- 産前産後休業期間中の被保険者の給与が有給であるか無給であるかは、要件ではありません。
- 当該申出に添付する書類はありません。
- 事業主の押印は省略することができます。